

甘楽町・チェルタルド市 姉妹都市交流 40 周年記念 vol.2

連載 2 回目の今回は、チェルタルド市との交流が始まったきっかけをご紹介します。

■ 問い合わせ 企画課企画調整係 ☎74-3133

甘楽町とチェルタルド市は
どうして姉妹都市に
なったの？



お互いの文化や風景が
似ていたからなんだよ！
ストーリーを紹介するよ！

きっかけは一人のイタリア人女性

1983(昭和58)年4月、甘楽町で開催された群馬県主催「ふるさと巡回サロン」に参加するため町を訪れていたイタリア人ジャーナリストのカルラ・ヴァシオさんより、城下町の風情が残る街並みや郷土芸能などの伝統文化遺産を多く保有する点など、共通点の多い甘楽町とチェルタルド市の姉妹都市提携が提案されました。



▲カルラさん(左から2番目)と町の人々との交流の様子



外国の文化を
どうやって学ぶ？

外国の家庭で
ホームステイを
してはみては？



姉妹都市に向けた協議

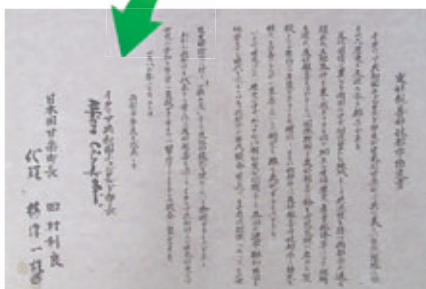
両市町は相互交流を行うことで青少年の国際理解を深め、国際感覚を身に付ける中で郷土愛も育んでもらおうと群馬県やイタリア文化会館などの協力を得ながら、姉妹都市関係樹立に向けた協議を始めました。

姉妹都市協定の締結と交流のはじまり

▶プレトリオ宮殿で
協定書に署名する
梅澤助役(当時)



数カ月に及び準備を経て、1983年10月20日にチェルタルド市にあるプレトリオ宮殿において「友好親善姉妹都市協定」が締結され、今日まで40年にわたる交流が始まりました。



▲交流の始まりとなった姉妹都市協定書



▶交流20周年記念の
共同宣言



◀交流10周年記念の
共同宣言



▲交流30周年記念の
共同宣言

協定締結後は、節目ごとに
姉妹都市の意義を確認しています！

養蚕文化の伝承を

■ 産業課農林係 ☎64-8319

マルベリーソース

づくり教室を開催



町では「甘楽くわの実桑園」を活用し、養蚕文化を次世代に伝承する取り組みを行っています。その一環として、桑園で収穫したマルベリー(くわの実)を使用した「ソースづくり教室」が6月17日、ら・ら・かんらで開催されました。

小幡在住の山田さゆりさんを講師に迎え、13人の参加者がマルベリーソースづくりに挑戦しました。

このほか5月27日から6月18日にかけて道の駅や信州屋で買物をした人に桑園でマルベリーのもぎ取り体験をしてもらうイベントも実施され、養蚕が盛んだったころの雰囲気を感じてもらうことができました。

◀ グラニュー糖と一緒に煮詰めます

▶ 煮沸したびんにソースを詰めます



“空き家”の有効活用しませんか

「空き家バンク」登録物件を募集中

■ 問い合わせ 企画課企画調整係 ☎74-3133

町内の空き家を有効活用し、移住・定住の促進や地域の活性化を図るため「空き家バンク」制度を設けています。この制度は、空き家を「売りたい・貸したい」という空き家所有者と、空き家を「買いたい・借りたい」という移住・定住希望者を、町が橋渡しするものです。

町内に個人所有の空き家をお持ちで、売却または賃貸を希望する人は、ぜひ「空き家バンク」へ登録してください。

今年度から空き家の片付けをしようとする人に、その経費の一部を補助する制度が始まりました。

詳しくはお問い合わせください。



空き家バンク
情報はこちら→



空き家所有者

- ① 空き家物件の登録申し込み
- ② 交渉



③ 契約

空き家バンク (甘楽町)

町ホームページで空き家物件の情報提供を行います。

協力事業者
甘楽町空家情報ネットワーク協力事業者



利用希望者

- ① 空き家物件の情報の閲覧
- ② 交渉



③ 契約

環境保健協会からのお知らせ

vol.161

■ 問い合わせ 住民課環境係 ☎64-8315

5/14

古着リサイクル回収



「古着リサイクル回収」では、大勢の皆さんのご協力により、10,570kgの古着を回収しました。

衣類は可燃ごみとして富岡市に処理委託しているため、今回の回収で約50万円の処理経費が削減できました。

回収した古着は、主に東南アジアへ輸出され再使用されます。また、タオルやシーツなどの布類は工業用品(ウエス、反毛材)に加工され再生利用されます。

5/28

町内一斉清掃ごみゼロの日

町内一斉清掃「ごみゼロの日」が実施され、各地域で大勢の皆さんに参加していただきました。ごみ拾い以外にも除草やどろ上げなどが行われ、地域で力を合わせ環境美化が行われました。

ごみゼロの日 搬入量調べ

可燃ごみ	200kg
不燃ごみ(金属)	80kg
不燃ごみ(その他)	50kg

主な不燃ごみ

タイヤ	4本
自転車	3台
ファンヒーター	1台
テレビ	1台



紙類の分別にご協力ください

紙類は、大切な資源として再生処理されトイレットペーパーや箱などにリサイクルされます。紙類の分別について改めて確認をお願いします。

詳しくはこちら▶



新聞紙・折り込みチラシ



新聞紙・チラシは、それぞれ分けてしぼる

雑誌・古本



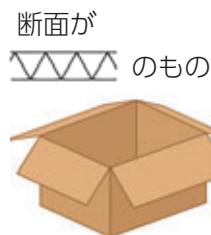
カタログ誌・文庫本・ノートなどを一緒にしぼる

雑がみ



箱類・包装紙など一緒にしぼるか、紙袋に入れて出す

段ボール



段ボールだけをまとめてしぼる

飲料紙パック



中をすすぎ、開いて紙パックだけをまとめてしぼる

国民年金保険料の免除・納付猶予制度のお知らせ

■ 住民課 住民係 ☎ (64) 8314

国民年金保険料の納付が困難なときは

免除・猶予の申請手続きを

保険料の全部
または一部を免除

国民年金は、経済的な理由で納付が困難な場合に申請して承認されると保険料の納付が免除になる制度があります。

未納のままにすると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

なお、免除・猶予された期間はさかのぼって10年まで納めることができ、将来の年金額を増やすことができます。

令和5年度分は
7月から受付が始まります

令和5年度の申請期間は、7月から令和6年6月までです。前年度、全額免除および納付猶予と

なっている人については、翌年度以降も継続審査されますが、失業などによる特例申請、4分の1免除・半額免除・4分の3免除となっている人は継続免除が適用されないため毎年申請が必要です。

手続きに必要なもの

- ・ マイナンバーの分かるもの
- ・ 雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し(失業による申請の場合)

問い合わせ

高崎年金事務所
☎ 027(322)4299

■ 一般免除・猶予制度の種類と対象者

種類	一般免除				納付猶予
	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
月額 の 保険料	—	4,130円	8,260円	12,390円	—
対象者	第1号被保険者(任意加入被保険者・学生は対象外)				50歳未満の第1号被保険者
審査基準	申請者・配偶者・世帯主それぞれの前年所得				申請者・配偶者の前年所得
受けられる 期間	7月から6月まで(納付期限日から2年を経過していない期間)				
継続申請	可 (特例認定を除く)	不可	不可	不可	可 (特例認定を除く)
将来受け取 れる年金額	2分の1	8分の5	4分の3	8分の7	—

産前産後期間の保険料も免除になります

国民年金第1号被保険者が出産した際、出産予定日または出産日が属する前月から4カ月間(単胎の場合)の保険料が免除され、保険料を納付したもとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

すでに前納している場合でも全額還付となります。出産予定日の6カ月前から届け出できますので申請してください。



家庭の日 心をこめて 「ありがとう」
宝物 家族みんなで 過ごす日々

(新屋小4年 山田和花)
(甘楽中2年 森田望花)

甘楽町青少年育成推進員連絡協議会が
令和4年度に募集した「家庭の日」標語の優
秀賞作品です。(学年は4年度・敬称略)

毎月
第1日曜日
家庭の日